

学校生活の指針

学校生活の指針作成にあたって

学校生活は、生徒一人ひとりが、これからの人生を有意義なものにするための準備をする場所です。本校に入学してきたみなさんは、全員が学校生活を更に豊かなものにしたいという意欲にあふれています。この気持ちをいつまでも持続し実行に移すために、私たち教職員は、十分な支援をしていきたいと考えています。そのために本校では、授業や学校行事及び部活動などが円滑に行われ、みなさん一人ひとりが有意義な学校生活になるように、学校生活の指針を作成しました。学校生活を送る道しるべとして活用するとともに、ルールを守り、節度ある行動を心がけてください。

～一人ひとりの夢を実現するために～

1 学校生活全般について

- (1) 三部制の運営時間は8：20～21：10とするが、通常生徒の活動は、所属する部の授業時間帯を中心とする。午前部・午後部の生徒の最終下校時刻は、顧問や監督の先生がいるときに限り原則として、18：30とする。
- (2) 特別の授業を除き、校内では身分証明書は必ず携帯する。
身分証明書紛失の際は、職員室に申し出て、再発行の手続きをとる。
また、身分証明書を忘れた際は、登校後速やかに職員室に連絡し、仮身分証明書の発行を受ける。(部外者・不審者対応のため)
- (3) 登校後は、自分が出席すべき授業が全て終わるまで外出はできない。ただし外出が必要な理由があるときは、必ず担任等の許可を得る。
- (4) 授業を大切にし、欠席、遅刻、早退をしないように心がける。
- (5) 学校行事やホームルーム活動等には積極的に参加する。
- (6) 清掃など割り当てられた各自の学習環境維持のための分担は、責任を持って行う。
- (7) 授業時間中は、指定された場所以外に立ち入らない。
- (8) 外来者はもとより、教職員や友人においてもあいさつを大切にする。
- (9) 部活動は、原則として午後の決められた時間帯で行う。
- (10) 授業のない時間帯においては、指定された場所で自習する。

2 授業を受けるにあたって

学校生活の中心は授業であることを自覚し、真剣に取り組む。まして授業を受けている人の邪魔をすることは、いかなる理由があっても許されない。

3 学校施設・設備の使用について

- (1) 授業は教室、座席が指定されるので、これに従う。
- (2) 校舎や教室は丁寧に使用し、汚損せぬよう心がける。
- (3) 学校の施設・設備を誤って破損したときにはただちに担当教員に申し出る。状況に応じて弁償等の措置を講ずる。
- (4) 校舎内では、必ず指定の上履きを履く。
- (5) ゴミは分別して所定のゴミ箱に捨てる。
- (6) その他校舎、教室の使用については、使用規定に従う。

4 所持品について

- (1) 学校内で学習に不必要なものは、持ち込まない。
- (2) 生徒用個人ロッカーを活用するとともに、施錠して貴重品の管理には十分注意する。
また、盗難や物品の紛失・拾得した際は、直ちに担任に申し出る。

5 登下校について

- (1) 登下校時は安全に注意し、法令及びマナーを守る。
- (2) 成人に達した生徒の場合でもバイク・自動車での通学は認めない。

6 服装について

- (1) 三部制の登下校時及び校内での服装は、標準服または、高校生としてふさわしい自由服とする。高校生として不適切な場合は、改善を求める。また、他校の制服及びそれに近い服装での登下校は認めない。
- (2) 標準服とは以下のものをいう。
男子→紺スーツ
女子→紺スーツ（スカート・スラックスのいずれか）
*男女ともワイシャツ・ネクタイ（リボン）の着用は自由とする。
ただし、式典の場合（入学式・卒業式等）にはネクタイ（リボン）を着用するものとする。
- (3) 自由服着用者も、式典の場合は正装とし、標準服着用に準ずる服装（上衣・ネクタイ等着用）を心がける。

7 頭髪・装飾品等について

- (1) 高校生としてふさわしく、また見苦しくない頭髪（髪型）とする。
（脱色，染色，パーマその他加工の禁止）
- (2) 学校生活に不必要なピアスなどの装飾品や化粧をしない。

8 特別指導について

法令や学校の規則に違反する問題行動を起こした生徒に対し、特別指導を行う。

- ① 学業における問題行動（不正行為・答案の改ざん，授業妨害など）
- ② 飲酒（ノンアルコール飲料，同席も含む）
- ③ 喫煙（電子たばこ，同席・喫煙具所持も含む）
- ④ 薬物乱用
- ⑤ 窃盗（万引き，不正購入，占有離脱物横領，同席も含む）
- ⑥ 恐喝（金銭や物品の要求，強要も含む）
- ⑦ いじめ・暴力（教職員に対する暴力・暴言も含む）
- ⑧ 交通関係（無免許運転，学校教育活動全般 {通学・部活動・校外学習等} での乗車・同乗，不正乗車など）
- ⑨ 情報モラル違反（①から⑩の問題行動やそれらを連想させるネット上の不適切な画像や表現，利用も含む）
- ⑩ その他（迷惑行為，器物損壊，指導不従順など）

上記以外にも本校生徒としての本分に反した行為があった場合は，その状況に応じて指導を行う。

また，令和4年4月1日から18歳以上が成人となるが，在学中の問題行動については，18歳に達した生徒も同様に上記の指導対象として扱い，懲戒処分や特別指導に際しては，保護者等の同席を求める。

9 自転車通学について

- (1) 自転車通学をするには、自転車通学許可願を担任に提出し、許可証（ステッカー）の発行を受ける。
* 自転車保険加入の確認をした上で自転車通学を許可する。
- (2) 学校最寄り駅（武蔵野線東松戸駅、北総線東松戸駅・秋山駅）からの利用は認めない。
- (3) 許可証発行後の注意
 - ① 許可証の再発行は、理由を申し出て所定の手続きをとる。
 - ② 自転車通学を取りやめるときも届け出る。
- (4) 自転車は所定の駐輪場に置き、必ず鍵を二つ以上掛ける。
- (5) 許可証（ステッカー）のない自転車等は撤去する。

10 アルバイトについて

- (1) アルバイトの必要が生じたときは、保護者、担任と十分相談して、「アルバイト届」を校長に提出する。
- (2) 高校生の就労として好ましくない次のような場合は従事しない。
 - ① 健康に悪影響のあるもの。
 - ② 学習に支障があると判断されるもの。
 - ③ 保護者の指導監督が行き届かないと判断されるもの。
 - ④ 18歳未満の深夜業務。（千葉県青少年健全育成条例で禁止されている）
 - ⑤ 風紀上好ましくないもの。

11 運転免許証取得及び車両の運転について

- (1) 運転免許証を取得した場合、該当生徒は保護者を通じて「車両免許証取得報告書」を校長に提出すること。
- (2) 学校の教育活動全般（通学・部活動・校外学習等）では、使用（乗車・同乗）しないこと。
- (3) 運転によって起こした事故や違反に関する責任は、生徒と保護者にあること。
- (4) 千葉県教育委員会が主催する「交通安全講習」を年1回必ず受講すること。
- (5) その他、学校が定める事項は遵守すること。

※生徒・保護者から学校評価アンケートにおいて見直しの意見が出た場合に、上記【学校生活の指針】について見直しを検討する。また、点検や見直しの際は、生徒・保護者に意見を求め協議の上、変更・追加する。